

情報公表シート【地域型保育事業】（平成30年度）

1 事業所情報

事業所番号	2610052000951	事業所種別	小規模保育－A型		認可年月日	H29.4.1
事業所名称	吉田こじかナーサリースクール					
所在地	〒606-8312 京都市左京区吉田上大路町 36					
	TEL : 761-0051			FAX : 761-0034		
管理者氏名	金樹 純子					
職 種 別 従 業 者 数 (常勤換算後)	管 理 者	1 名	主 任	0 名	保 育 士	4 名
	保育従事者	0 名	栄 養 士 ・ 管理栄養士	0 名	調 理 員	0 名
平均経験年数 ^(※1)	7 年					
利用定員 ^(※2)	3号 (0歳児)	0 名	3号 (1・2歳児)	12 名	2号 (3・4・5歳児)	0 名
					1号 (3・4・5歳児)	0 名
						計
						12 名
受入年齢	1 歳～2 歳児					
給食の実施状況	自園調理					
敷地面積	2620.72 m ²	構造 ^(※3)	軽量鉄骨造			
延床面積	1173.85 m ²					
開所時間	7:30～18:30					
保育利用可能時間帯 (時間外保育を除く)	保育標準時間			保育短時間		
	7:30～18:30			9:00～17:00		
時間外(延長)保育の実施	無					
一時預かり(月～土曜日)の実施	無					
休日保育の実施	無					
上乗せ徴収・実費徴収	有(別掲)					
苦情相談窓口等	園長 金樹 純子					
苦情解決に係る第三者委員の有無	無					
利用開始時における説明等	保護者に重要事項説明書を交付し、運営方針、施設整備概要、保育の提供内容、利用料金、嘱託医、緊急時の対応、苦情等の相談窓口、非常災害時の対策等を説明のうえ、署名により同意を得ている。					
第三者評価の受審年度(直近)	受審なし					

- ※1 1月当たり勤務日数が20日以上かつ1日当たり勤務時間が6時間以上の者が対象
(各職員が、当該保育施設・事業所以外の社会福祉施設等に勤務した期間も通算している)
- ※2 受入児童数は、状況により利用定員数と異なる場合がある
- ※3 建屋が複数ある施設・事業所については、最も大規模な建屋について記載している

2 運営者情報

運営主体	学校法人 吉田学園
所在地	京都市左京区吉田上大路町 36
代表者役職・氏名	理事長 澤井 隆男

3 連携施設^(※3) 情報

施設名称	種 別	連携内容 ^(※4)
吉田幼稚園	私立幼稚園	①②③

- ※3 家庭的保育・小規模保育・事業所内保育事業所について、確保が必要とされているもの
- ※4 ①集団保育の提供及び相談、助言その他の保育の内容に関する支援、②代替保育の提供、③3歳卒園児童の受入

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
個人用品、教材費	冬スモッグ（1、2歳児）	4月 4,500円
	カラー帽（1、2歳児）	4月 560円
	アイロン名札（1、2歳児）	4月 60円
	れんらくノート（1、2歳児）	4月,9月,12月 250円
	おたよりケース（1、2歳児）	4月 370円
	ゴム印（1、2歳児）	4月 310円
	自由画帳（1、2歳児）	4月 400円
	白色名前プレート（1、2歳児）	4月 30円
	黄色バッグ（1、2歳児）	4月 470円
	マーカー（2歳児）	4月 850円
	粘土（2歳児）	4月 430円
	粘土ケース（2歳児）	4月 460円
	粘土版（2歳児）	4月 450円
	はさみ（2歳児）	4月 410円
	のり（2歳児）	4月 160円
	お道具箱（2歳児）	4月 560円
		4月合計（1歳児）6,960円 （2歳児）10,280円
	夏スモッグ（1,2歳児）	6月 3,800円
布団代	リース代	月額 2,000円
個人月間絵本代	2歳	月額 390円
	1歳	月額 520円
遠足に係る交通費	公共交通機関（地下鉄，バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）
音楽諸経費	発表会ホール使用代	1月 1,000円

2 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 保育短時間認定の方

○ 保育短時間に係る延長保育料 (※備考)

延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、1日当たりの利用時間に応じ、以下の料金をお支払いいただきます。

1日当たりの利用時間が

- ① 1時間までの場合 → 月額2,200円
- ② 1時間を超え2時間までの場合 → 月額4,400円

(※備考) 保育料が第1階層（生活保護世帯）及び第2階層（市民税非課税世帯）の方については、延長保育料の減免が可能ですのでお申し出ください。

※ なお、延長保育料については、月額の設定ではなく、以下の例のとおり1回当たりの利用料設定とします。

(ア) 7時半から9時まで利用した場合 1回あたり 300円

(イ) 17時から18時半まで利用した場合 1回あたり 400円

注：同じ日に、アの時間帯（7時半から9時まで）とイの時間帯（17時から18時半まで）を共に利用した場合については、それぞれの延長保育料が必要となります。

ただし、1回当たりの利用料設定とする場合でも、以下の金額が月額負担上限になります。

【利用料上限・地域型保育事業（月額）】（単位：円）

延長時間	短時間認定	
	1時間まで	2時間まで
第1階層	0	0
第2階層(母子世帯等)	0	0
第2階層(母子世帯等を除く)	900	1,800
上記以外の世帯	2,200	4,400

※ 当室は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。